

令和4年第1回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和4年2月24日（木）
2. 場 所 白井市役所東庁舎4階 議場
3. 議 題
- (1) 議案第1号 白井市防災会議条例等の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 議案第4号 白井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 議案第5号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 議案第8号 白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (6) 議案第11号 令和3年度白井市一般会計補正予算（第12号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について
 - (7) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 伊藤 仁 委員 長・影山 廣 輔 副 委 員 長
岩田 典之 委 員・石井 恵子 委 員
田中和八 委 員・平田 新子 委 員
広沢 修司 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- 執行部
- | | |
|--------------|--------|
| 市 長 | 笠井 喜久雄 |
| 総務部長 | 中村 幸生 |
| 企画財政部長 | 津々木 哲也 |
| 総務課長 | 高山 博 亘 |
| 秘書課長 | 齊藤 祐二 |
| 公共施設マネジメント課長 | 鈴木 隆宗 |
| 危機管理課長 | 山本 敏行 |
| 企画政策課長 | 池内 一成 |
| 財政課長 | 板橋 章 |

課 税 課 長	山 口 光 敏
収 税 課 長	宇 賀 慎 一
子育て支援課長	永 井 康 弘

7. 会議の経過

別紙のとおり

8. 議会事務局

議会事務局長	石 井 治 夫
主 査	今 井 好 美
主 事	小 原 陽 子

委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 おはようございます。定刻となりました。会議に先立ちまして、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤 仁委員長 皆さん、おはようございます。3月定例会の総務企画常任委員会、今年第1回、また、委員会としても最初の委員会です。コロナ禍での感染拡大防止中の委員会ですので、その辺を御留意いただいて、スムーズな委員会審議に御協力のほどお願いして、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 次に、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日から3日間にわたりまして、各常任委員会に付託されました当初予算を除く14議案を、それぞれの常任委員会において審議をいただくことになりました。

本日の総務企画常任委員会では、議案第1号、議案第4号から議案第6号、議案第8号及び議案第11号のうち総務企画常任委員会が所掌する科目の6議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては伊藤委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○伊藤 仁委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しておりますので、令和4年第1回総務企画常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。初めに、マスク着用での発言に際しては、マスクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

発言は必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。

なお、換気のため、扉、窓を開放しておりますので、寒い等ございましたらお知らせいただきますようお願いいたします。

これより日程に入ります。

(1) 議案第1号 白井市防災会議条例等の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第1、議案第1号 白井市防災会議条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

田中委員。

○田中和八委員 それでは、3点ほどお伺いしますけれども、これは一問一答でしたよね。

○伊藤 仁委員長 そうです。

○田中和八委員 そうですね。では、1問目ですけれども、この任期の見直しに至った経緯、これをお伺いします。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。今回の任期の見直しに至りました理由、経緯についてお答えいたします。

審議の観点では、長期的な視点でかつ継続的な審議に資すること、それから、事務負担の観点におきましては、委員選任の事務負担の軽減を図ることができること、こういった経緯から、令和3年7月に、各課に対しまして、附属機関の任期設定の考え方と、任期を長くした場合の支障の有無につきまして調査を行いました。その結果、2年任期の附属機関につきましては、法律等で任期が定められた附属機関を除きまして、任期を2年としている特段の理由はございませんで、任期を長くしても審議事項に支障がないという回答が9割を超えておりました。この結果を踏まえまして、2年サイクルにしないと不都合が生じます場合を除いて、3年に任期を統一することといたしました。

以上でございます。

○伊藤 仁委員長 田中委員。

○田中和八委員 任期が3年になることで、委員の交代とか、審議の遅れみたいなこと、今ちょっとお話があったと思うんですけれども、3年にすることによってそのような不都合、新規に途中で入ってきた方がいらっしゃるとまたゼロから説明しなくちゃいけないしということがあって、その辺も含めて不都合というのはないのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

今回2年から3年に任期を変えますのは、この条例の附則に経過措置がございまして、施行期日以降に委嘱あるいは任命された委員が対象となります。今回8月1日を施行日としておりますので、8月1日以降の委員から現状の2年の任期が3年に変わるということになりますので、この2年から3

年に任期を変えたことによって、それぞれの審議会にその審議内容等についての影響というのではないものと考えてございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 田中委員。

○田中和八委員 最後に、先ほど法律で定められた以外とかとおっしゃったと思うんですけども、法律に定めている審議会というのは幾つあるのかお伺いできますか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

先ほど申し上げました、法律にその任期の定めがある附属機関があるというお話をしました。本市において法律に直接任期の定めがありますのは、国民保護協議会という協議会がございまして。こちらは国民保護法に基づきまして附属機関の設置が義務づけられ、なおかつ、任期が2年と法定されておりますので、今回の見直しの対象外とさせていただいております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑は。

平田委員。

○平田新子委員 おおよそ分かりました。長期的、継続的、それから、委員選定の事務負担軽減、こういったことによって多少費用対効果も出てくるのかなと思います。その点を伺います。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

正直申し上げまして、費用対効果のコスト計算はしておりませんが、今御説明しました事務負担の部分につきましては、2年から3年にすることによって、これまで隔年で委員の選任、学識経験の方を探すとか、あるいは、公募の場合は広報、ホームページに掲載をして選任をするといった手続がかなりありますので、その辺の人件費コストというのは大きく削減できるものと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑は。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 細くなつて申し訳ないんですが、先ほど最初にまず各課に問合せをしたということですが、その際に、各附属機関そのものに、あるいは、その附属機関の構成員、メンバーとか、そういったところに対して直接事の是非とかを伺っているのかどうか、あるいは、意見を伺っているのかどうか確認したと思います。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 確認ですけれども、附属機関の委員に今回の調査内容をお知らせしたかということよろしいですか。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 その調査の過程でそういった御意見を伺うようなことはあったのかということですね。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 附属機関の委員に聞いたことがあるかということによろしいですかね。今回の調査については、附属機関への照会というか、確認はしてございません。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 もう1点ですけれども、法で定めている以外という話ありましたけれども、では、逆に以外の部分について、以外というのはどういうふうな定義があるのか確認したと思います。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 先ほど国民保護協議会は法定設置で任期が2年という縛りがありますので、市が単独でこの2年を3年に見直すことはできないという状況で、それ以外というのは、どういった趣旨かちょっと教えていただけると。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 法で定めている以外、以外というのも何か例外としてあるのかなと読んだんですけれども、何か読み方を間違えましたかね。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

附属機関につきましては地方自治法に定めがございまして、条例で定めるところにより附属機関を置くことができるという規定がございまして、その任期については各自治体ごとの判断ということになりますので、先ほど申し上げました、法律で定められている任期は市の条例で見直すことはできませんけれども、条例でその期間を定める場合はそれぞれ自治体の判断になるものかと考えております。

ちょっとお答えなっているかどうか分かりませんが、以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 それでは、全体像について伺います。今回は、26の機関の任期を2年から3年に改めるものですが、たしか昨年辺りにもほかの附属機関で2年から3年に任期を改めたものもあったと思います。全体像で整理をしていったほうがいいのかと思いますので、そもそも幾つの機関があって、もう既に2年から3年に任期を変えた機関が幾つあってという、そこら辺の全体像をお示しください。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

今ほど委員のほうから御紹介のありました、昨年度実施しましたのが、上下水道審議会が昨年の9月議会で2年を3年に見直すという改正を先行して行っております。先ほどお話ししました7月に調査をかけまして、その上下水道審議会以外の附属機関についても任期を見直すことができるということがありましたので、全体で任期を2年としているのが29の附属機関がございます。このうち先ほど申し上げました国民保護協議会については法定で任期が定められておりますので、その部分を除いて、なおかつ、都市計画審議会については一定の理由がございますして2年と、そのまま見直さないということにしておりますので、都合27の審議会が今回対象となって、2年を3年に見直しをしてございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 今回の見直しが27というのは、それは分かっているんですが、もう既に2年から3年に任期を延ばした機関は幾つあって、そもそも白井市内にこういう附属機関は全部で幾つあるんですかということをお尋ねします。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 失礼いたしました。お答えいたします。

現在61の附属機関がございます。市長部局がそのうち43、教育委員会部局が18ということになっておりますが、このうちの今回2年から3年に見直します附属機関については、26の附属機関を対象としています。先ほどちょっと27と申し上げましたのは、上下水道審議会が先行して改正しておりますので、その分を差し引いて、今回見直す附属機関が26となります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 今回26見直しますが、もう既に去年も幾つか見直していると思うんですね。上下水道1つじゃないと思うんですよ、去年。今のお話ですと、全体で白井市内には61の機関がありますと。今回26機関を見直しますと。もう既に昨年までの間に2年から3年に見直している機関が1個や2個じゃないかと思うんですが、そこら辺をお尋ねします。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 失礼いたしました。

先ほど全体で61ということをお話ししましたので、今現在任期が3年になっている附属機関については26の附属機関がございますので、そのうち附属機関を新たに設置した段階で3年としていた附属機関もございますが、その前段として教育委員会のほうでこの附属機関の任期の見直しを幾つか行っておりますので、ちょっとその詳細な審議会の数については今すぐ手元にございませんで、申し上げますけれども、教育委員会で幾つか先行的に任期を見直しているケースがございます。

以上でございます。

○石井恵子委員 分かりました。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

当常任委員会に付託された議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第1号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第4号 白井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第2、議案第4号 白井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 今回この個人情報保護制度の見直しということなのですが、国の行政機関の個人情報保護法、それから、独立行政法人の保護法、民間事業者の保護法、これを全部一括するんだというお話だったんですが、何でこういうことをするのかという、ちょっと全体像を伺います。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 答えいたします。

これまで我が国の個人情報保護制度につきましては、民間部門を対象とします個人情報保護に関する法律、それから、国の行政機関を対象とします行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、それから、独立行政法人等を対象とする独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、この3つの法律と、地方公共団体に対しましては、地方公共団体が独自に制定する条例によって個人情報保護制度を運用しておりました。

今般国がデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律を制定いたしまして、今ほど委員のほうから御紹介ありました行政機関の保有する個人情報保護に関する法律、独立行政法人等

の保有する個人情報の保護に関する法律がそれぞれ廃止をされ、個人情報の保護に関する法律に一元化をされております。条例で個々で定めていた自治体においても、この個人情報の保護に関する法律に一元化をされるということになっております。

今回の個人情報保護制度の一元化の理由につきましては、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護と、それから、官民の枠を超えたデータ流通の両立を図るためであると理解をしております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 とても分かりやすい目的です。デジタル社会に対応するために一元化するんだと。こうすることによって、デジタル通、要するに、何というんですかね、デジタルの行き来がよくなるのかなと思うわけですが、逆に個人情報がいろいろなところに漏れていくというような心配はないのかということについては、これは、要するに、今までは市の独立の個人情報保護の条例がありました。これにのっかって個人情報が守られていましたね。今度これが全部一元化されて、そこら辺の個人情報の、何というんですか、きちんと守られていくのかということころは、これはどうなんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えします。

先ほどお話ししました個人情報保護制度については、4つの対象がそれぞればらばらの法体系によって管理をしてきたところで、そこで言う個人情報の定義ですとか、それも縦割りになっているという状況がありまして、今般その定義も含め、全てを統一、一元化するということになりますので、この個人情報の保護の観点から、あるいは、それに基づく自己情報開示の手続きですとか、そういったものも全て基本的には一元化が図られますので、個人情報の保護の観点でいっても、この一元化によって統一的な運用が行われるということであると理解をしております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 分かりました。じゃあ、これからのデジタル化社会に向けて、個人情報がきちんと管理されるようにするためのこれは一元化だというようなことなんじゃないかな。そうすると、今回この白井市の条例の見直し、これ1回で、これで済むんですかね。今後のちょっと見通しを。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

今回、提案いたしています個人情報保護条例の一部改正条例につきましては、先ほどお話ししました定義を引用しています法律がこの4月1日から廃止をされることによる見直しなので、実質的な改正でございませぬけれども、今現在デジタル整備法で改正されました個人情報保護法につきましては、法律の公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日から施行されるということになっております。具体的にはまだその施行期日は決まっておりませぬけれども、恐らく令和

5年5月18日までの間に施行期日が定められますので、それまでの間に、市が持っています個人情報保護条例と今回の個人情報保護法との関係を整理いたしまして、不都合がある部分があれば独自に地方公共団体は条例を制定できるということになっておりますので、その改正の必要性を来年度、令和4年度中に検討いたしまして、令和4年度中に改めて条例改正を提案させていただく予定としております。

以上でございます。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第5号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 続きまして、日程第3、議案第5号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

平田委員。

○平田新子委員 お伺いいたします。

学校医とかいろいろなところでお医者さんに活躍いただいておりますけれども、今回の特別職としての嘱託医の報酬額の積算根拠を伺います。

○伊藤 仁委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 今回このお医者さんにやっていただく業務としましては、年2回の健康診査、あとは、嘱託医として有事のときに対応していただくというようなことの内容になっておりま

す。そうしますと、他の業務というんでしょうか、市の中でもお医者さんをお願いしているのは、例えば、保育園だとか、学校だとかございまして、そういったところと類似の業務というところで金額のほうは合わせさせていただいているところがございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 学校医と横並びの基準ということで理解いたします。

それで、対象となる方は、やはり学校医と同じように市内のお医者さんということになるんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 嘱託医の、何というんでしょうか、専門というんでしょうか、というのは、特にルールはないんですけども、やはり学校保健法に基づく同様の内容の健診を行うということでございますので、小児科医のほうにお願いする予定で考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 嘱託医の配置が必要となることから条例改正するわけですけども、この嘱託医は何人を想定しているんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 今回お願いする人数につきましては、1名と考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 1名ですと、その嘱託医が都合が悪いときは代理はできないんですか。

○伊藤 仁委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 都合が悪いというのは、健診に来ていただく日に急遽都合が悪くなったというような意味ですか、それとも、委嘱が受けられないという。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 先ほど説明ありましたように、年2回の健康診断とか、あるいは、有事の際の、どうしてもそういう、健診といいますか、その嘱託医に来ていただく必要がある場合に、そのお願いしている先生が、例えば、体調を崩したりとか、本人の具合が悪いとか、あるいは、その日にどうしても都合が悪いという場合には、ほかの方を代理というのは、これは立てられないということなんですか、それとも、それはできるんですか。

○伊藤 仁委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 こちら基本は委嘱を個人に対していたしますので、代わりを立てるといふ形にはならない形になります。ですので、日程調整のほうは御本人とよくさせていただいて、例えば、何らかの理由で急遽都合が悪いというようなことになりましたら日程を改めさせていただくとい

うような対応になろうかと思えます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 産業医とか、あるいは、保育園ですとか、あるいは、生活保護の嘱託、いろいろありますけれども、その嘱託医、あるいは、そういうお願いしているところと、それから、今回出されているこども発達センターの嘱託医、それを兼務することというのは可能なのか、あるいは、そういう予定は特にないんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 兼任については、特にそれを、何というんですかね、除外する規定はございませんので、理論上はできると思っております。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 現在はその嘱託医とか、そういう産業医とか、そういうものを兼務している先生はいないということによろしいんでしょうかね。確認です。

○伊藤 仁委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 ドクターがどういう、何というんですかね、委嘱を受けているかというのをちょっとつぶさに捉えてはいませんけれども、市で医師にお願いする業務というのは多々ございますので、一部重複して受けていらっしゃる方はいるとは思っております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 二、三お尋ねしたいと思えます。

まず、現状の確認です。センターには既に医療関係者、整形外科医だったかな、何かいると聞き及んでいますけれども、その現状についてまず確認したいと思えます。

○伊藤 仁委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 現在こども発達センターのほうでドクターを雇用しているということはありません。今回4年度から児童発達支援センターの認可を受けるに当たりましては、嘱託医の設置が必置になるということから、今回改めましてといいますか、新たにお願いをするというような状況でございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 では、この嘱託以外の設置は必須ということで、上位法に基づいてでしょうけれども、この嘱託医のまず定義といいますか、その上位法におけるその定義というのがどういうふうになっているのか確認したいと思えます。

○伊藤 仁委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 嘱託医につきましては、特に嘱託医の定義としては書いていなくて、こういう人を置かなければならないという中に列記されている中に嘱託医ということで、そういう単語が置かれております。また、行う業務の中で、入所した者の健診ということが義務づけられておりますので、それを担う役割の方ということで考えているところでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第4、議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 今回の改正に伴って影響を受ける職員の人数、頭数、人数にしたらどれだけの影響があるのか、まず確認したいと思います。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 影響を受ける職員の人数というのは、ちょっと具体的にどういったお話か、もう少し詳しく聞いていただくと助かりますが。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 室長から係長になる人、あるいは、その制度が変わる人、そこら辺から取りあ

えず。

○伊藤 仁委員長 大丈夫ですか。高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

先般の全員協議会のほうで来年度の組織見直しの御説明をいたしましたとおり、今年の4月1日から係長制度の正式導入と、それから、課内室の設置の御説明をしました。今回それに伴う改正なんですけれども、それぞれ、例えば、係長が何名で、室長が何名でということについては、今現在来年度の人事異動の調整をしているところですので、今現時点でその影響についてお答えすることはちょっと難しいと思います。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 となりますと、例えば、この予算、人件費とかに及ぶ影響等についてもお答えはちょっと難しいということなんでしょうか。影響があるかないかも含めて。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

令和4年度の人件費につきましては、当初予算にももちろん計上してございますが、今の現員現給ということで予算を計上しておりますので、人件費の予算についての影響はございません。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑は。

石井委員。

○石井恵子委員 この件については、議案第6号の件については、全員協議会で詳細な資料もいただいております、係制になった経緯なんかもすごくよく分かりやすく示されています。

そこで、そもそもなんですけれども、今の部課長制になる前は、そもそもこの係長制だったんですよ。ずっと前の話です、もう何年も前の話なんです、この係制の時代も白井は踏んできているわけですよ。今の体制になりました。それで、やはり係制にしたほうがいいよなという話に今回なったんだろうと思うんですが、それも、何というんですかね、実証実験じゃないですけども、もう3年も前からこれは試しにやってみて、やはり係制がいいよなという話になったと思うんですね。メリット、デメリットがちゃんと書面では出ているんですが、戻したほうがいいという、戻すという言い方ではないですね、係長制にしたほうがいいというふうに回答している課が5割というふうになると、みんながみんなそう思っているわけじゃないんだなというふうに思えるわけですが、こちら辺、どうして今回この係制にするのかというところを、一番大きな目的というか、メリットというか、こちら辺をいま一度確認したいと思います。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

係長制を導入する以前は、いわゆるスタッフ制ということで、行政組織の体制としては位置づけをしておりました。スタッフ制のメリットというのは、直接担当者と課長との間の行き来で、意思決定が速やかに行えるというのが大きなメリットでございました。そういったことで、部制を引いた以降このスタッフ制をずっと導入してきましたけれども、今御紹介いただいた3年前からいま一度係制を試行的に実施をいたしました。その中で、やはり担当者と課長の間だけですと、なかなかその係内、現状で言いますと班内のマネジメントというのはなかなかスムーズにうまくいかないところがあるところもございましたので、今回3年の試行期間を経まして、やはり係としての、係長としてのマネジメント機能を十分発揮するというのが今回の係制度の正式導入の大きな理由の1つになっております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 そのマネジメント制というのは、チェック機能というふうに理解していいですか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 マネジメントですので、その係の中の係員をうまく動かしていくということを主にするということになると思います。マネジメントにつきましては。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 今までスタッフ制で、職員皆さんが同じように一生懸命仕事をしていただいていたと思うんですが、そこで仕上げた仕事が課長に行き、部長に行きというふうなチェックをしていただいたと思うんですが、なかなかそこら辺でチェックが漏れてしまうこととか、そういったことがあったかなとったりしています。

そこで、この係長というワンステップ置くことによって、係長でもチェックして、課長でもチェックして、部長でもチェックしてというような体制になるというふうに考えてよろしいですか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、まずは係は係長が長としてマネジメントを行う。通常複数課の係を持つ課長についてはそれぞれの課内のマネジメントを行う。部長はそれぞれの課のマネジメントを行うということで、それぞれの長がマネジメントを行っていくということになるかと思えます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 係長といった職を与えることによって、例えば、まちづくり協議会で普通の職員が説明したり、まとめたりという経験はとてもよかったということを伺っておりますけれども、ベテラン職員がどんどん退職されて、間採用されない時期があつて、急に若い職員がこれから白井市を運営していかなきゃいけない、そういった意味での効果は何かありますでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

若い職員たちのマネジメントという意味であれば、今回の係長制を置くことによって、今まではとかく担当者と課長の関係が非常に強かったところ、その間に中間管理職として係長が置かれますので、そことのやり取り、係長がその係を、特に若い職員たちの面倒をしっかりと見れると、マネジメントできるというメリットはあると思っております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。

再開は11時。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○伊藤 仁委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(5) 議案第8号 白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第5、議案第8号 白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

平田委員。

○平田新子委員 この議案の途中に表がありまして、団長幾らというふうにあるんですけども、その一番下、機能別団員というのは、今まで日額2,000円ということで表示されていたものが、年額1万2,000円という表示に変わっております。これには何か理由があったのかお伺いいたします。

○伊藤 仁委員長 山本危機管理課長。

○山本敏行危機管理課長 お答えします。

今回の条例改正については、基本的には消防庁のほうから示されました消防団員の報酬等の基準を基に改正のほうを実施させていただいておるといったところです。

その基準の中では、消防団員の報酬については、年額報酬と、年額報酬のほかに出動報酬、この2種類とするということで基準が示されております。年額報酬については基本的には消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本的な給与、出動報酬については出動に応じた成果的な報酬ということで考えられております。

今まで機能別消防団員については、災害出動につきその報酬的な手当が支払われていたんですが、この基準の考え方によって日常的な活動に係る部分についてももしっかり手当てしましようといったところで、年額報酬のほうに切り替えさせていただいたということになります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 実際、去年1つ消防団がなくなったりしております。団長、副団長、分団長、副分団長それぞれの、実績としての人数が何人ずついらっしゃるのかお答えください。

○伊藤 仁委員長 山本危機管理課長。

○山本敏行危機管理課長 すみません、消防団員全体で令和3年度については252名になるんですが、それぞれの階級ごとの人数というのがちょっと今すぐに資料がありませんので、お答えできませんので、後でお答えさせていただければと思います。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 白井市ではどういうふうになっているのか分からないんですけども、全国的に消防団の報酬というのは結構問題になっていることが多くて、例えば、出動した報酬は団に納めて、みんな何か飲み食いするのに使うとか、何か昔ながらの風習みたいなことでやっているところもあるらしいんですけども、白井市の場合は個人の口座に振り込む形でお支払いができるんでしょうか。支払いの方法を確認させていただきます。

○伊藤 仁委員長 山本危機管理課長。

○山本敏行危機管理課長 お答えします。

消防団の報酬の支払い形態についてなんですけれども、基本的には副分団長以上については各個人

の口座のほうへ振り込ませていただくような形で支給のほうを行っております。各部部長以下につきましては各部のほうで御用意いただいております代表口座のほうに、そこに属する団員の部分を全て一括で振り込んだ後に、部長のほうから個人に支給されているというふう聞いております。こちらのほうの支給の形態が、やはり基本的には報酬というのは個人に支払われるべきだろうというところもありますので、来年度の支給に当たっては各個人に支給できるよう今事務を進めているところです。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 来年度から個人の口座にということですがけれども、今まで長年そうやってきたんだとか、それがないと団の運営ができないんだとか、いろいろ理由があると思うんですがけれども、そういうお話し合いの調整というのはどういう形で行われるか、それをお聞きいたします。

○伊藤 仁委員長 山本危機管理課長。

○山本敏行危機管理課長 お答えします。

報酬の支給形態については、今年度の、今年度というか、昨年10月、各消防団の部長以上を集めまして、来年度から個人支給にしたいよというようなことについて議題として会議を開催させていただいております。今現在も基本的には個人に支給されているというふうに私どものほうは理解しておりますので、大きな混乱はないというふうに考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに。

岩田委員。

○岩田典之委員 第13条を変更して、新たに出勤報酬というのを設けるわけですがけれども、この出勤報酬というのは大体年間どのくらいあるんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 山本危機管理課長。

○山本敏行危機管理課長 すみません、確認なんですが、額ということでよろしいでしょうか。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 まず最初に、この出勤件数というのは年間どのくらいあるんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 山本危機管理課長。

○山本敏行危機管理課長 お答えします。

ちょっと件数については、火災がほとんどですので、その火災が多かった年、少なかった年で様々なんですが、消防団員の出勤人員ということで言えば、過去3か年でおおむね年間300人程度の出動人員ということになっております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 年間300人程度ということですがけれども、そうしますと、いわゆる出勤報酬にかか

る年間の費用というのは大体どのくらいを想定しているのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 山本危機管理課長。

○山本敏行危機管理課長 お答えします。

来年度の予算のほうで提案させていただいている報酬のうち、団員の出勤報酬については180万円程度ということになります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 第14条のほうでお伺いしますけれども、これ市外に居住をし、そして、市外に勤務するということになっていきますけれども、この団員というのはどのくらい現在いるのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 山本危機管理課長。

○山本敏行危機管理課長 令和3年度においては、こういった団員はいないということになります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、この項目を設けた理由はどういうことなのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 山本危機管理課長。

○山本敏行危機管理課長 お答えします。

現行の条例の中でも規定はされておるんですが、市外に在住かつ市外の勤務、こういった方も団員として活動ができるような環境であれば白井市の消防団員として認めることになっておりますので、そういった方が入ってきた場合に対応できるような形で今回条例のほうを制定させていただいたところになります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 ここのところ、任命権者が特に支給することを必要と認めた場合というのがあるんですけども、これはどういうことが想定されるのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 山本危機管理課長。

○山本敏行危機管理課長 特別報酬の関係ということでよろしかったでしょうか。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 第14条第2項です。ただし書。

○山本敏行危機管理課長 失礼しました。

○伊藤 仁委員長 山本危機管理課長。

○山本敏行危機管理課長 お答えします。

こちらについては、特に認めるというところについては、基本的に、例えば、市外に勤務している市内在住の消防団員なんかがありますが、その方が勤務先から帰ってくる場合については、基本的に

帰宅に対する費用というのは発生しないということになりますが、勤務先以外などで勤務していた場合、例えば、出張先とか、そういったところから急遽帰ってきていただくような場合については、こちらのほうで手当てしたいというふうに考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はないようですので、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第6に入る前に、執行部のほうは大丈夫ですか。

○山本敏行危機管理課長 団員について、後ほどというの答えていなかったです。

○伊藤 仁委員長 そうですか。

少々お待ちください。

先ほどの団員の人数について、山本危機管理課長のほうから答弁がございませう。

山本危機管理課長。

○山本敏行危機管理課長 先ほど平田委員のほうから御質問されておりました令和3年度の各階級における消防団員数をお答えさせていただきます。

まず、団長1名、副団長3名、分団長9名、副分団長7名、部長20名、班長20名、団員192名、合計で252名というところになります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員、大丈夫ですね。

○平田新子委員 はい、ありがとうございます。

(6) 議案第11号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第12号)のうち総務企画常任委員会が所掌

する科目について

○伊藤 仁委員長 日程第6、議案第11号 令和3年度白井市一般会計補正予算（第12号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題とします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。歳出の17ページから行っていきます。1款1項1目議会費から2款1項5目の財産管理費までを行いたいと思います。

質疑はございますか。

平田委員。

○平田新子委員 17ページ一番下、白井市PRに要する経費が結構大幅に減っている、この減額理由を伺います。

○伊藤 仁委員長 齊藤秘書課長。

○齊藤祐二秘書課長 それでは、白井市PRに要する経費の減額の理由についてお答えさせていただきます。

今回、減額をさせていただく理由につきましては、白井駅、西白井駅の副駅名称の看板を設置する際に行いましたクラウドファンディング、これに要する経費について、今回減額をさせていただいたところでございます。こちらの主な減額の要因といたしましては、クラウドファンディングを行う際に、返礼品等を要さない企業様、それから、市内の個人の方等からの寄附が多くありましたので、今回それに関して、消耗品、それから、手数料、委託料等について減額をさせていただいたものでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 クラウドファンディングの全額を100%とすると、実際クラウドファンディングで集まった金額というのは何%に値するんでしょう。

○伊藤 仁委員長 齊藤秘書課長。

○齊藤祐二秘書課長 今回クラウドファンディングで歳入があったものが全部で387万6,350円となります。そのうち、クラウドファンディングとしてサイト等を含めまして入ってきた金額については114万2,000円となりますので、その割合といたしましては約29%、3割弱ということになります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。大丈夫ですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、先に進めていきたいと思えます。20ページの2款4項3目衆議院選挙費、これについてございますでしょうか。ありませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、次に進みたいと思います。22ページ、3款1項6目、7目、9目について質疑はございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、次に行きたいと思います。27ページ、4款衛生費の3項1目、2目、水道費について質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 ないようですので、続きましては、32ページ、8款消防費、1項1目、4目について質疑はございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 そうしますと、これで質疑が、歳出が終わりますが、歳出全体で何か質疑を忘れた等ございますか。

平田委員。

○平田新子委員 18ページの3の3森林環境譲与税ですけれども、全体から。

○伊藤 仁委員長 ちょっと待って。

○平田新子委員 ここ違いましたっけ。

○伊藤 仁委員長 歳入じゃない、歳出の18ページ。

○平田新子委員 歳出です。半分から下辺りに、森林環境譲与税で、森林環境譲与税の基金に積立ということで、金額からすると何かに使われた残りということなんですけれども、実際今年は何に使われたのかを伺います。

○伊藤 仁委員長 津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 こちらについて、当常任委員会の中では基金の積立ということで財政課が扱っておりますので、この歳出については他の委員会になります。ですから、私どものほうでお答えすることはちょっと控えさせていただきます。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

それでは、歳出を終わらして、次に歳入の質疑に入りたいと思います。

13ページ、歳入、まず1款から行きますかね。1款1項1目、2目、個人、法人について何かございますでしょうか。

平田委員。

○平田新子委員 一番上の個人のところでは、補正額もかなり大きいんですけれども、均等割じゃなくて所得割というところが、すごく大きく減額されております。この背景をどういうふうに理解しているでしょうか。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 個人市民税の所得割につきましては、納税義務者が減少をしているところもあるのですが、個人の1人当たりの納税額、つまり所得額が減少していることにより減収となる見込みということで補正させていただくものとなります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 はっきりは言えないと思いますが、これはコロナの影響ということも考えられるかどうか、どういうふうに分けていらっしゃるのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 新型コロナウイルスの影響によるものとしまして、これはちょっと市のほうで分析するのが難しい状況ですが、今般の社会情勢や経済状況を踏まえた場合には、やはり新型コロナウイルスの影響により個人の所得が落ちているものかということは考えられるかなと思います。

以上です。

○伊藤 仁委員長 次に行ってよろしいですか。続きまして、市税の固定資産税、市税の軽自動車税、市税のたばこ税まで、3つについて質疑ございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 4項市たばこ税について伺います。

補正額がここも大きいんですが、これはどういう理由でしょうか。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 市たばこ税につきましては、当初予算では前年度の実績ベースで見込んでおりましたが、2年度からのたばこ税の売渡し本数が大幅に増えていることの傾向も踏まえ、今年度においても売渡し本数が11月末現在で既に当初予算以上となっていることから、売渡し本数の増と、それと、市たばこ税の税率が3年10月に改定されていることから、増収の見込みとなることから補正するものとなります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 3年度から税率が改正された、そこをいま一度詳しくお願いします。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 税率につきましては、2年10月1日から1,000本当たりの売渡し本数の単価として6,122円という金額でしたが、3年10月1日からは1,000本当たり6,552円に改定されて、増収になっております。ただ、税率改定による増収の影響よりも、売渡し本数が実質的には多くなっていることからの増収が大きいような状況です。

以上です。

○石井恵子委員 分かりました。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 その売渡し本数が増えた要因は何なんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 売渡し本数が増えている要因について、市で分析することはなかなかできないんですけれども、考えられることとしましては、やはり今般の新型コロナウイルス感染症の影響によるかどうかというところは不透明ではありますが、例えば、自宅などで在宅者が増えたことなどにより売渡し本数の増加につながっているものかなと考えられるものと思います。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに。大丈夫ですか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 固定資産税の、節で言うと2、滞納繰越分、これは上の法人のとも共通するんですけれども、このマイナスについて、そのより詳しい内容についてちょっと解説していただきたいと思います。

○伊藤 仁委員長 宇賀収税課長。

○宇賀慎一収税課長 では、お答えいたします。

滞納繰越分につきましては、令和2年度、地方税法の一部改正によりまして特例猶予というのが創設されております。そちらが創設されたことによりまして、その上の法人も含めまして、申請がございました。そちらの申請ですと、令和3年度まで猶予期間ということがとれますので、そちらについては滞納繰越分として当初計上したんですけれども、ただ、その申請いただいた金額が令和2年中に収入として入ってきましたので、こちらについては既に収入として見ております。3年度にはもう入ってこないことが確定しましたので、そちらについて今回減額補正とさせていただいたものでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

○影山廣輔副委員長 はい。

○伊藤 仁委員長 それでは、次に行きたいと思います。13ページの市税、都市計画税、森林譲与税、この2つで質疑ございますか。

平田委員。

○平田新子委員 森林環境譲与税にこだわっているようなんですけれども、これ増えていますよね。増えている要因というのは、全国的に増えたのか、白井市に何か特殊な要因があって増えたのか伺います。

○伊藤 仁委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 今回増やしたのは、令和3年度の交付見込みを見まして増額したところ
以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかにございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、次に入りたいと思います。14ページ、地方譲与税、地方特例交付金、
地方交付税、この3つの質疑を行いたいと思います。

質疑ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、その次に入りたいと思います。国庫支出金、総務費国庫補助金につい
て、質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして、15ページ、県支出金、財産収入、この2つについて質疑
ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして、16ページ、寄附金、繰入金、繰越金、この3つで質疑ご
ざいますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 ないようですので、歳入の最終になります。市債について質疑はございませ
しょうか。

〔市債ともう1つあります。雑入のうち〕と
言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 雑入か。では、まず市債と16ページの雑入、すみません、飛んじやいましたね。
諸収入の雑入のうちの総務の所掌の公益的施設設備負担金とコミュニティ助成事業補助金と市債で質
疑ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、歳入全体について何かし忘れたことありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 ないようですので、続きまして、7ページの継続費の質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 ないようですので、10ページの地方債補正について質疑をお願いいたします。大
丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 これで総務に関わる補正予算については一応全部質疑は終わりますが、全体で何
かし忘れたとか、大丈夫ですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり可決されました。

(7) 閉会中の継続調査について

○伊藤 仁委員長 日程第7、閉会中の継続調査についてを議題とします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

山本危機管理課長。

○山本敏行危機管理課長 申し訳ございません。先ほど議案第8号の関係で、平田議員のほうからお伺いされていた各階級の消防団員の内訳、ちょっとお答えに間違いがありましたので、訂正させていただきます。

副分団長についてなんですが、先ほど7名というふうにお答えしましたが、正確には6名ということになります。この1名減った分が団員の身分の階級の者が1名増えますので、193名ということで訂正のほうをお願いしたいと思います。

○伊藤 仁委員長 これ人数大丈夫ですか。聞いただけで大丈夫ですね。

○平田新子委員 はい。

○伊藤 仁委員長 分かりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

よって総務企画常任委員会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。

閉会 午前11時33分